

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

01 大気汚染防止対策事業

施策

1 事業の目的

大気汚染を防止し、大気環境の浄化対策を進め、県民の健康保持及び生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

大気汚染防止法の規定に基づき、工場・事業場から排出されるばい煙の検査及び環境中の大気汚染物質の常時監視等を行う。

3 事業の現状及び課題

(1) ばい煙調査事業

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物(VOC)排出施設等への立入検査を実施するとともに、その排出ガスを採取・測定し、排出基準の適否を確認・指導。

(2) 大気汚染物質調査事業

大気汚染防止法に基づき、大気測定局において、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント等について連続測定を実施。

○測定局: 鳥取保健所(県庁西町分庁舎に移設予定)、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前、境港市誠道町

(3) 有害大気汚染物質モニタリング事業

大気汚染防止法に基づき、健康リスクがある程度高いとされる「優先取組物質」のうち21物質について環境中の濃度を調査。

○調査地点: 鳥取保健所または県庁西町分庁舎、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前

○調査頻度: 月1回(24時間連続採取)

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「大気汚染防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20415>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

02 石綿飛散防止対策事業

施策

1 事業の目的

石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事、建築物への立入検査及び指導等を行い、石綿による県民への健康被害を未然に防止する。

2 事業の内容

大気汚染防止法及び鳥取県石綿健康被害防止条例の規定に基づき、解体等工事を規制・指導する。

(1)平成17年6月、株式会社クボタが石綿による従業員の労働災害を公表し、その後、工場周辺の住民被害が明らかになる等、石綿による健康被害が大きな社会問題となった。

(2)石綿は、日本国内で約1,000万トン使用され、その大部分は建築材料に使用されており、耐用年数を迎えた建築物の解体等が、今後増加すると予想されている。

(3)国では、大気汚染防止法等関係法令の改正及び「石綿被害救済法」の制定等が行われた。

(4)鳥取県では、石綿含有材料を使用した建築物の管理及び解体等工事による県民への健康被害の防止を図るため、平成17年10月に「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例(現在の鳥取県石綿健康被害防止条例)」を制定した。また、平成20年3月及び平成24年10月に同条例を改正し、不適正な解体工事に対する規制を強化している。

3 事業の現状及び課題

(1)建築物の適正な解体等

石綿の除去等を伴う建築物の解体等工事への立入検査を行い、作業基準の遵守等を指導。

(2)建築物における石綿の適正管理

吹付け石綿が使用されている多数の者が利用する建築物への立入検査を行い、適正な管理を指導。

(3)環境中濃度の調査

環境大気中における石綿粉じんの飛散状況の実態を把握するため、調査を行う。

連絡先

生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「アスベスト対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20424>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

03 越境大気汚染(光化学オキシダント)の植物への影響に関する基礎的調査研究

施策

1 事業の目的

近年、光化学オキシダントの濃度が上昇傾向にあり、その主な原因は大陸等からの越境汚染が影響していると考えられている。県内のO_x濃度は既に植物に影響を及ぼすレベルにあると考えられることから、県内植物への影響の実態を最新の手法(遺伝子調査)により解明するとともに、濃度上昇した場合の影響を予測し、被害防止のための基礎データとする。

2 事業の内容

光化学オキシダントの植物、農作物への影響を確認するために次の調査を行う。

(1)実態把握(フィールド調査)

指標植物であるアサガオ、農作物を県内数地点で栽培、観察し、光化学オキシダントによる可視被害の発現状況を調査する。

<アサガオのオキシダント被害>



(2)生育実験

県内光化学オキシダント濃度レベルで農作物の生育阻害の状況を確認するため、浄化、非浄化の対象区を設けたチャンバー内で生育実験を行う。

(3)被害植物の遺伝子発現試験

光化学オキシダント被害の可能性について、遺伝子実験により遺伝子上の影響を調査する。

3 事業の現状及び課題

- ・近年、光化学オキシダント濃度が上昇傾向にあり、注意報発令基準に近いレベルで推移している。県内では、健康被害は問題となっていないものの、植物に対しては、クリティカルレベル(ヨーロッパで用いられる影響の指標)を大幅に超過しており、既に影響が出ているおそれがある。
- ・秋期の生育実験により、低濃度ながら光化学オキシダント濃度による成長阻害の影響が示唆

された。引き続き、春期の高濃度期の生育実験を行い、光化学オキシダント濃度による生育阻害の状況を確認する必要がある。

連絡先

衛生環境研修所 大気・地球環境室 電話:0858-35-5414

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

04 鳥取県におけるPM2.5の実態把握に関する調査研究

施策

1 事業の目的

全国的に関心の高いPM2.5に関して鳥取県内における実態を把握する。具体的にはPM2.5の成分分析を行い、濃度上昇に係る要因に関する知見を得ることを目的とする。加えて健康リスクの高い物質について調査を行う。

2 事業の内容

- (1)PM2.5高濃度事例の成分分析(重金属類、イオン)を行う。
- (2)成分組成の特徴やシミュレーション結果から高濃度要因を検討する。

3 事業の現状及び課題

PM2.5が高濃度となった事例に対し、成分分析の結果やシミュレーションを用いて発生要因の推定を行った結果、越境大気汚染を示唆する一定の知見を得ている。今後は、飛来ルートに位置する韓国江原道保健環境研究院(共同研究機関)で採取した大気粉じんのデータと比較を行い、越境大気汚染に関する更なる検討を行うと共に、分析対象成分を拡充し、解析を行い発生源及び要因を把握する。

連絡先

衛生環境研修所 大気・地球環境室 電話:0858-35-5414

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

05 騒音・振動・悪臭防止対策事業

施策

1 事業の目的

県民の生活環境の保全、快適環境の確保を図るため、騒音規制法等に基づき、常時監視を実施するとともに、各規制地域・規制基準の見直し、環境基準の類型指定の検討を行う。

2 事業の内容

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び鳥取県公害防止条例の規定に基づき、市町村の事務の支援を行うとともに、自動車騒音及び航空機騒音等の調査を行う。

3 事業の現状及び課題

- (1) 騒音防止対策
騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行に関し、市町村を支援する。
- (2) 自動車騒音常時監視
県内(市の区域を除く)の自動車騒音の状況を調査する。(8地点)
- (3) 航空機騒音調査
・鳥取空港周辺調査(3地点:2回/年)
・美保飛行場周辺調査(3地点:4回/年、1地点:通年)
- (4) 振動防止対策
振動規制法の事務に関し、市町村を支援する。
- (5) 悪臭防止対策
悪臭防止法の事務に関し、市町村を支援する。

連絡先

生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「騒音・振動・悪臭の防止」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20425>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

06 水質汚濁防止対策事業

施策

1 事業の目的

工場及び事業場からの排出水の公共用水域への排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、県民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

(1) 特定事業場の立入調査

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場への立入検査を実施するとともに、その排水を採取・測定し、排出基準の遵守を確認・指導。

(2) 公共用水域等水質調査

水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域における生活環境項目、健康項目等の水質検査を実施し、公表。

3 事業の現状及び課題

特になし

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

07 浄化槽の設置推進

施策

1 事業の目的

公共用水域等及び生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置推進及び維持管理の徹底を図る。

2 事業の内容

- (1) 市町村への財政的支援による浄化槽の整備の推進
 - ・浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助している市町村に対し、その費用の一部を補助する。(市町村が補助する額の2分の1)
 - ・市町村が自ら設置を行う事業に要する経費を基金として造成する市町村に対し、その費用の一部を補助する。(設置費の5%)
- (2) 浄化槽の適正管理の指導
 - ・浄化槽管理者への適正管理(保守点検・清掃・定期検査)の啓発
 - ・指導事務の市町村への権限移譲の推進

3 事業の現状及び課題

- (1) 鳥取県の生活排水処理施設の整備状況は90.70%(平成25年度末現在)であり、100%を目標に各市町村等が整備を進めている。家屋間距離が大きい山間部などにおいては、経済的に有利となる浄化槽の整備が必要。
- (2) 浄化槽が機能を発揮するためには、適正な維持管理が必要であるが、県内の保守点検の実施率が76.0%(平成25年度実績)と低迷しており、適正管理指導事務を市町村へ移譲するなど指導監督体制の見直しを図っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「浄化槽とは」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

08 天神川流域下水道事業

施策

1 事業の目的

下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

2 事業の内容

- 送風機棟ほか外壁改修工事
- 水処理棟外壁改修工事
- 水処理施設改築工事実施設計業務委託
- 水処理脱臭設備改築工事実施設計業務委託
- 幹線管渠防食工事
- 幹線管渠長寿命化計画策定業務委託
- 若土ポンプ場基礎調査業務委託
- 若土水管橋管渠調査業務委託
- 流量計基礎調査業務委託

3 事業の現状及び課題

(1)昭和40年代前半に東郷池の水質汚濁が著しく進行したことから、将来の水産資源や観光資源などを考え、行政区域にとられないで効果的に整備できる「天神川流域下水道」として、昭和46年度から調査を開始、昭和48年度から事業を行い、昭和59年1月20日供用を開始した。

(2)汚水処理を行う天神浄化センターの現処理能力は、3.2万平方メートル/日となっており、平成14年度末で水処理設備の整備を完了している。

また、関連市町が整備する管渠からつながる流域幹線管渠(県管理)は、平成9年度に全線(延長28.6キロメートル)完了している。

(3)人口減少等の社会情勢の変化に伴う施設規模の見直しや、多くの施設で老朽化に伴う改築更新時期を迎えており、より適正に事業を実施していく必要がある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「下水道整備」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=92899>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

09 農業集落排水事業

施策

1 事業の目的

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 汚水処理施設の整備
- (2) 管路施設の整備 など

3 事業の現状及び課題

- (1) 農業集落排水施設は、農村総合整備事業や農業集落排水事業などにより、昭和57年度に湯梨浜町、日吉津村で着手し、平成26年度までに18市町村で実施されている。
- (2) 鳥取県の汚水処理施設普及状況は、平成25年度末で90.7%となっており、全国平均の88.9%(福島県を除く)を上回っている。
- (3) 今後も、着実に普及率の向上を図って行く必要がある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7401

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「集落排水」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34537>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

10 環境と調和のとれた畜産排水処理技術の改善と指導マニュアルの作成

施策

1 事業の目的

畜産経営から排出される汚水が排水基準を満たすような処理の適正化を図るため、既設浄化槽の改造や技術導入による現地実証試験を実施し適正運転を推進する。また、指導者向けに現場での測定項目や簡易分析方法の検討を行い、現場測定マニュアルを作成する。

2 事業の内容

項目	内容
(1) 硝酸性窒素等の排出基準引下げに対応した窒素除去率の向上試験(平成27～29年度)	窒素除去に有効である間欠曝気法や循環式硝化脱窒法などのコストや地球温暖化ガス発生量等の比較を行い、窒素除去率の向上を目指す。
(2) 日常管理の労力削減、運転の安定及び安全化。技術導入コストや維持コストの低減。	既設浄化槽の性能調査と散気管の形状、固液分離方法や汚泥量など浄化処理方法について検討を行い、浄化槽の改良や設計に必要な規模計算に利用する。
(3) 浄化処理の適正運転のための迅速な測定方法の検討(平成26～29年度)	指導者(環境アドバイザー)向けに現場での測定項目や簡易分析方法の検討を行い、「現場測定マニュアル」を作成する。また、改造事例集や新技術の導入事例集を作成する。

3 事業の現状及び課題

- (1) 畜産農家から排出される汚水は、家畜尿以外に畜舎から排出される洗浄水や搾乳施設からの排水があるが、これらの汚水には窒素やリンが多く含まれるため、地下水や河川へ流出した場合は水質汚濁の原因となる。そのため、水質汚濁防止法により、一定規模以上の畜産事業所から排出される汚水については、所定の水質を満たすよう処理を行うことが義務付けられている。
- (2) 水質汚濁防止法の硝酸態窒素等の排出基準(一般基準100ミリグラム/リットル)が平成25年7月より改正(暫定基準700ミリグラム/リットル)となり、3年後に再度見直しされる予定である。このため、畜産農家は硝酸性窒素等の浄化処理技術の導入が必要である。
- (3) 県内に普及した中古FRPサイロを利用した簡易曝気処理や人間用合併浄化槽は設置から約10年が経過し、設計時より飼養頭数や搾乳頭数が増加して浄化槽の処理規模が不足している。また、独自の設置や人間用を利用しているためメンテナンスの委託ができず、管理方法が未整備である。

連絡先

農林水産部 中小家畜試験場 電話0859-66-4121

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

11 旧岩美鉱山・旧太宝鉱山鉱害防止事業

施策

1 事業の目的

旧岩美鉱山、旧太宝鉱山の坑廃水処理等を実施し、鉱害を防止する。

2 事業の内容

- (1)旧岩美鉱山の坑廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理及び処理施設の維持管理に必要な事業を行う。
- (2)旧太宝鉱山の坑廃水処理を行う機関に対し補助を行う。

3 事業の現状及び課題

坑廃水の処理を常時実施することで下流河川の水質改善及び農用地の汚染防止を図っている。

また、坑廃水処理後に発生する脱水殿物について、リサイクルの推進を図ることで、さらなる安定的な処理を進める必要がある。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7401

参考URL

水・大気環境課のwebサイトから
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

12 企業立地事業環境整備補助金

施策

1 事業の目的

大規模投資における県内工業団地への企業立地促進、工業用水の利用促進を図るとともに工場排水に伴う周辺環境や農林水産業への影響を防止するため、県内の工業団地において新増設を行う企業に対し、排水処理施設の整備に係る経費の一部を補助する。

2 事業の内容

(適用対象)

企業立地等事業助成条例における補助基準を満たすとともに以下のいずれかの条件を満たした企業で、排水処理施設の整備に1億円以上の投資を行う企業

<要件>

- (1) 県営工業団地において企業立地事業を行う者
- (2) 県営工業用水道から1,000立方メートル/日以上給水を受ける契約をしている者
- (3) 100人以上の新規常時雇用労働者の増加が見込まれる事業を行う者
- (4) 次の要件のいずれも満たす事業を行う者
 - ア 投下固定資産額が20億円以上であること
 - イ 新規常時雇用労働者が30人以上であること

(補助額)

排水処理施設の整備に要する経費の2分の1(限度額5億円)

3 事業の現状及び課題

県営工業団地等への誘致折衝案件においては、団地内における排水処理施設の整備が十分でないことから、自家処理での設備コストが立地する上での大きな隘路となっており、平成21年度に本制度を創設した。

これまで企業のニーズに応じて制度の見直しを進めてきており、平成24年度に大幅な制度改正を行った。今後対象となる立地案件も増加すると考えられ、本制度が企業の大規模投資、県外企業の誘致、雇用の拡大に繋がると期待している。

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-8080

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

13 ISO17025認定維持及び精度管理事業

施策

1 事業の目的

○平成18年3月に取得した試験所認定の国際規格ISO17025の維持を継続し、試験検査精度の信頼性の確保と向上を図る。

○ISO17025認定対象外の試験についても、品質管理システムを導入することで、継続して信頼性の高い行政検査結果を提供できる体制を構築し、システムを改善しながら検査結果の品質向上と検査技術の強化を図る。

○ISO17025認定検査機関としてのノウハウを生かし、県内検査機関の分析技術及び精度向上のための支援を行う。

2 事業の内容

(1)ISO17025認定維持

認定審査の受審、教育訓練及び精度管理(研修、技能試験の受講)の実施

(2)行政検査における内部品質管理の推進と検査技術強化

検査担当者の技能向上を図るための研修プログラムの作成、導入

新たな検査方法の検証試験と標準作業書の整備

標準作業書に基づく検査の実施と検査結果の評価・業務管理

(3)県内試験検査機関制度管理支援

技術研修会の開催、技術相談及び指導、精度管理試験

3 事業の現状及び課題

○平成17年度に認定を取得して以降、品質システムや体制等の見直しを改善を行い、また、研修や技能試験の実施等を行いながら、当所の検査精度の向上に努めてきた。

○ISO17025認定範囲以外の試験についても、検査手順書の整備等を進め、ISO17025に準拠した品質管理の実施に向けて作業を進めている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

「衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144227>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

14 土壌汚染防止対策事業

施策

1 事業の目的

特定有害物質による土壌汚染の状況を把握するための措置等を行い、土壌汚染対策を図ることにより、県民の健康を保護する。

2 事業の内容

- (1) 土壌調査に関する指導
- (2) 汚染している土地の管理に関する指導
- (3) 汚染土壌の適正処理に関する指導
- (4) 地下水質調査の実施

3 事業の現状及び課題

(1) 土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない(平成26年度末現在)。

(2) 土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の汚染土壌処理業の許可はない(平成26年度末現在)。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

水・大気環境課のwebサイトより
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

15 酸性雨調査事業

施策

1 事業の目的

酸性雨は、土壌や湖沼の酸性化を引き起こし、森林の衰退や水生生物の死滅等を引き起こすなど地球的規模で問題となっているため、県内の酸性雨の実態を把握し、被害の未然防止に資する。

2 事業の内容

- (1) 東アジア地域の経済発展に伴い、広域的な酸性雨の被害が懸念されている。
- (2) 県内でも降雨の酸性化が見られるが、明確な被害は確認されていない。

3 事業の現状及び課題

- (1) 酸性雨モニタリング
県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。
・調査地点：氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町)
- (2) 酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査
長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング調査を実施。(環境省委託事業)
・調査地点：大山地内
・平成27年度調査内容：植生調査(毎年実施)、土壌調査(5年に1度実施(次回調査：平成30年度))

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「水・大気環境課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=4596>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

16 とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用事業

施策

1 事業の目的

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例が、平成25年4月から施行された。条例の制定趣旨を広く県民等へ周知するとともに、県、事業者、県民の責務が果たされるよう関連事業を積極的に推進する。

2 事業の内容

(1) 県民運動的な取り組み

涵養と利用を巡る地下水シンポジウムや、地下水・名水ツーリズムの開催や、とっとり(因伯)の名水を追加選定するなどの拡充を図り、とっとりの育む水環境の保全の大切さや条例の趣旨を広く周知する。

(2) 地下水利用協議会の事業への支援

地下水採取事業者により構成される協議会が行う地下水位モニタリングに対して、支援を行う。

(3) 地下水研究プロジェクトの推進

地下水の賦存量、流動等の解明等を行い、持続的な利用に向けた研究を流域別に推進する。

3 事業の現状及び課題

<鳥取平野>

○鳥取平野には、少なくとも3層の地下水が存在する。そのうち1層の不圧地下水は、長期的に水位変動がなく、良好な状況である。一方、2層ある被圧地下水は、平均海面の高さ以上にまで水位が回復している状況であり、現状では枯渇のおそれはない。

○鳥取平野の地盤沈下は沈静化しているが、平野の北東部で被圧地下水の塩水化が観測されている。これは、深部地下水の影響であると考えられるが、現在、塩分濃度の上昇は収まっている。

○持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握し、塩水化の推移について監視していく必要がある。

<大山南西麓>

○大山南西麓の表層は、火山性堆積物で覆われ、浸透性が高い。このため、雨や雪などの降水量の10～20パーセントが深層地下水に供給されている。

○年間降水量を2,300ミリメートルとすると概算で深層地下水の全量は、4,400万立方メートルあると推測され、豊富な水量がある。

○持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握する必要があり、また、灌漑用水の実態や河川流量を含めて常時監視していく必要がある。

<鳥取県西部の地下水流動解析>

○条例に基づき平成25年5月に鳥取県地下水研究プロジェクトを設立。

鳥取県西部の地下水流動解析に向けて、データの収集と解析を実施中である。

連絡先

生活環境部水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=207896>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

17 水道水源等監視指導事業

施策

1 事業の目的

将来にわたり水道水の安全性を確保する。

2 事業の内容

- (1)水道施設の適正管理のため監視指導を実施。
- (2)水道水質検査機関を対象に精度管理を実施。

3 事業の現状及び課題

県内の水道事業等の状況(平成26年3月31日現在)

上水道事業数: 14

簡易水道事業数: 194

専用水道施設数: 38

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「水道」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20226>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

18 公害苦情相談窓口の設置

施策

1 事業の目的

身近な公害問題で県民が困ったときのため苦情相談窓口を設置し、相談の受付その処理にあたることで、安全・安心に暮らせる生活環境の実現に資する。

2 事業の内容

公害苦情相談窓口を設置し、苦情者から相談を受付、その処理にあたる(各市町村担当部署、東部生活環境事務所、中部・西部総合事務所生活環境局)

3 事業の現状及び課題

平成25年度 公害苦情相談件数 417件

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「苦情相談窓口の設置」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17889>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現

4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理

19 公害紛争処理制度

施策

1 事業の目的

県内で発生した公害紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行い、その迅速かつ適正な解決を図る。

2 事業の内容

- (1) 公害審査委員候補者の委嘱
- (2) あっせん・調停・仲裁を行う委員会等を設置し、問題の解決にあたる

3 事業の現状及び課題

- (1) 公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法により設けられた、あっせん・調停・仲裁等を行うための制度であり、本県では、法律分野・公衆衛生医療分野・産業技術分野等の専門家からなる公害審査委員候補者を9名委嘱している。
- (2) 公害トラブルの対立が激しいときや公害を発生させている人がなかなか対策をとってくれない時の対応に当たり、申請に応じて、あっせん・調停・仲裁を行う委員会等を設置し、公害紛争の解決を図っている。

連絡先

生活環境部環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「公害紛争処理制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17889>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現 4-2 環境汚染化学物質の適正管理

01 環境汚染化学物質対策事業

施策

1 事業の目的

化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質(ダイオキシン類、環境ホルモン等)について実態を把握する。
また、ダイオキシン類発生源施設の適正管理指導等を行い、排出抑制対策等を進める。

2 事業の内容

(1)近年、身の回りで、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。
(2)特に、廃棄物焼却場等からのダイオキシン類による環境汚染問題を契機に、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されるなど、低濃度の化学物質による生態系への悪影響、いわゆる内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)が問題となっている。

3 事業の現状及び課題

(1)ダイオキシン類対策事業

○常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中のダイオキシン類濃度調査を実施。

・調査地点:大気4地点、水質・底質26地点、地下水7地点、土壌15地点

○特定施設の立入検査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設へ立ち入り、構造・管理状況等を確認・指導を行う。また、立入検査の一環として、排出ガス・排出水中のダイオキシン類濃度の測定を行い、排出基準の適否を確認・指導。

・検査件数:排出ガス15施設、排水2施設

(2)環境ホルモン濃度調査事業(H27年度は実施無し:隔年実施)

内分泌かく乱作用が疑われる物質(環境ホルモン)について、県内の水域(河川・湖沼・海域)中の濃度調査を実施し、汚染実態を把握。

(3)化学物質環境実態調査事業

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、天神川のカワウ、中海のスズキ中に含まれる農薬等について調査を実施。(環境省委託事業)

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

水・大気環境課webサイトより

「ダイオキシン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20423>

水・大気環境課webサイトより

「環境ホルモン」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20426>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-2 環境汚染化学物質の適正管理

02 化学物質管理促進事業

施策

1 事業の目的

県内で使用される化学物質の環境への排出量、移動量を把握し、とりまとめて公表（情報提供）することで、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し環境の保全を図る。

また、事業者・行政・県民等が、化学物質に関する情報を共有し、化学物質の環境リスクの削減を目指す。

2 事業の内容

(1) 近年、身の回りでは、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。
(2) 平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が制定され、特定化学物質を使用する一定の要件に該当する事業者は、毎年度、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握して国へ届け出ることとされた。

※PRTR法施行令の一部を改正する法令が平成20年11月21日付けで公布され、届出対象物質等が変更された。(平成21年10月1日一部施行)

また、国は届け出られたデータの集計を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計及び集計を行い公表することとされている。

3 事業の現状及び課題

(1) 届出書の受理

PRTR法による事業者からの届出書を受理し、国へ送付。

未届け事業者等に届出を促す等、県内の化学物質の使用実態の把握に努める。

(2) 集計結果の公表

国が集計・公表したデータを活用して、県内のニーズに応じた集計・公表に努め、県民の化学物質に対する理解を促進。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

水・大気環境課webサイトより
「PRTR」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20422>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現 4-2 環境汚染化学物質の適正管理

03 フロン類対策

施策

1 事業の目的

地球温暖化の防止及びオゾン層の保護を図るため、フロン排出抑制法に基づき、第一種特定製品(業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器)について、フロン類の適正管理及び使用の合理化を推進する。

2 事業の内容

(1)法による規制の徹底

- ・第一種フロン類充填回収業者の登録申請等の審査、指導等を行う。
- ・建設リサイクル部局等と合同で解体現場への立入検査を実施し、第一種特定製品からのフロン類の回収等、適切な廃棄について指導する。
- ・第一種特定製品の管理者に対して、管理基準の遵守等について指導・助言を行う。

(2)フロン排出抑制法の周知

- ・県政だより等の広報媒体や、関係団体の協力等を得て、フロン類の適正管理等について県民、事業者等へ広く周知・啓発を図る。

3 事業の現状及び課題

- ・平成27年4月1日からフロン排出抑制法が施行となり、フロン類の回収・破壊を対象とした規制に加え、新たに、第一種特定製品へのフロン類の充填行為や、機器管理者への適正管理に関する規制が拡大された。
- ・そのため、関係団体や市町村と連携を図りながら、機器の管理者や、第一種フロン類充填回収業者へフロン排出抑制法の制度の周知していく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現 4-3 環境影響評価の推進

01 環境影響評価制度

施策

1 事業の目的

環境影響評価制度は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。

本制度の適正な実施を確保する「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき適正な運用を図る。

2 事業の内容

大規模開発事業等の実施に伴い、事業者が行う「環境影響評価」に対し、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づき、適切な指導・助言の実施

(1) 鳥取県環境影響評価審査会の開催
・配慮書、方法書、準備書、評価書等に対する知事意見を述べる際、「鳥取県環境影響評価審査会」を開催し、専門家の意見を聴取

(2) 条例対象事業の審査・検討

3 事業の現状及び課題

【個別案件】

○現在、環境影響評価条例(以下、「条例」という。)に基づき、「鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)」「(一般廃棄物焼却施設)の手續中であり、条例第24項第2項に基づき「環境保全の見地の修正の必要が認められない」旨の通知を行ったところ。<平成27年3月末現在>

ただし、施設の処理方式等の詳細が未決定であり、決定後の環境影響に関する検証(提出済み評価書との比較)・周知が必要(評価書に実施する旨が記載。県通知でも指示済み)。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7876

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより
「環境影響評価に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17854>

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してらせる生活環境の実現 4-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

01 北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会参加事業

施策

1 事業の目的

平成19年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミットで合意した「環境交流宣言」を実効あるものにするため、サミット参加地域(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、鳥取県)が連携し、地球環境の保全に貢献する。

●「環境交流宣言」の概要

- 1 環境問題は、サミット参加地域の持続的発展を考える上で極めて重要であるとともに、地球規模での対応が必要であることを認識し、各地域が連携して地球温暖化防止など環境問題の解決に率先して取り組んでいきます。
- 2 各地域が連携して、子どもたちの環境教育の一層の推進を図っていきます。
- 3 次の共通課題に対応するための協議組織を構成して情報交換や広報のあり方等について検討することとし、各地域はこれに積極的に参加するとともに、各国中央政府に対しても協力を呼びかけていきます。
 - ・砂漠化の防止及び黄砂による各種影響の軽減
 - ・ラムサール条約登録湿地等水域の環境保全と賢明利用
 - ・渡り鳥など広域的な生態系の保全
 - ・海洋生物資源の適切な保護、海の砂漠化の防止に向けた国際協力の強化

2 事業の内容

各地域の環境情報を共有し、共同して各種調査や研究に関するネットワークを構築する。

3 事業の現状及び課題

・平成26年7月にモンゴル中央県において「砂漠化対処と緑の地球を守るために共に取り組もう」を主題発表テーマにした協議会に参加。
鳥取県からは、黄砂、PM2.5への対応および研究の概要及び森や緑、地下水の保全・利活用事例等について発表した。

意見交換では、各地域が取り組んでいる環境問題が深刻であることを再認識すると共に、各国の共通課題である砂漠化や温暖化の解決における相互協力の必要性を認識した。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

平成27年度 鳥取県環境白書

4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進

02 第11回鳥取県・江原道環境衛生学会

施策

1 事業の目的

平成13年8月に締結した「鳥取県と江原道との環境分野における学術交流に関する覚書」に基づき、鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究所の研究者並びに環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究について発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させる。

2 事業の内容

- 開催予定月：平成27年9～10月
- 場所：鳥取県衛生環境研究所
- 参加者：約80名を予定
 - ・基調講演
 - ・調査研究発表
 - 環境分野 鳥取県、江原道が1題ずつ
 - 衛生分野 鳥取県、江原道が1題ずつ
 - ・総合討論、学会まとめ
 - ・意見交換会

3 事業の現状及び課題

平成13年に第1回の学会を開催し、これまでに計10回の学会を開催した。鳥取県と江原道で交互に開催し、学術交流を深めている。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「鳥取県衛生環境研究所」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>